

発端  
トラック運転者の労働環境は、長時間の荷待ち時間や契約にない附帯作業の要請等による長時間労働など、大変厳しい状況となっている。



状況を改善するため、運送事業者から荷主企業の名簿を入手し、右記文書を荷主企業に発送。



## 約7000社へ発送

- 平成30年4月25日  
(兵庫県の運送事業者から入手した荷主)
- 平成30年5月31日  
(上記以外の運送事業者から入手した荷主)
- 平成30年6月8日  
(上記以外の運送事業者から入手した荷主)

平成30年6月

運送委託企業 各位

国土交通省近畿運輸局  
厚生労働省  
滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山労働局  
経済産業省近畿経済産業局  
公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所

運送事業者との適正取引および労働時間のルールへのご理解とご協力のお願い

平素は、格別のご高配を賜わり、厚くお礼申し上げます。  
トラック運送業は、わが国の国民生活および経済活動を支える重要な産業ですが、全産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあることから、物流を支える運転者の確保が難しい状況が生じているところです。

トラック運送事業者には守るべき労働時間のルール「改善基準告示」が定められており、荷主の指示等を背景とした過労運転等が見られる場合には、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」が適用される場合がございます。

また、運送委託の方法や委託内容によっては独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法(下請法)に抵触する場合がございます。

このため、国土交通省、厚生労働省、経済産業省および公正取引委員会において、運送委託者の皆さまに向けたリーフレット等を作成いたしました。

つきましては、趣旨をご理解いただき、社内周知等にご協力を賜わりたくお願い申し上げます。

